

# 消費税に関する要望および諸問題

— 医療機関からの提言 —

大阪9区 衆議院議員(民主党)  
与党税制調査会副会長  
大阪府医療法人協会会長  
加納総合病院 理事長

大谷 信盛  
加納 繁照

医療法人恵仁会  
社会福祉法人信仁会 理事長・院長  
友誼会病院グループ 代表

田中 正一  
林 豊行

<コーディネーター>  
大阪府私立病院協会副会長  
北摂総合病院 院長

木野 昌也



消費税の引き上げを目前に、医療における消費税の問題を緊急課題として取り上げたいと思います。喧々諤々、お願いいたします。

木野 今回は、与党税制調査会副会長の木野先生をお迎えすることが出来たので、大谷先生の地元である大阪9区(池田市、茨木市、箕面市、豊能町、能勢町)で、医療機関を運営している我々医療機関から3名と、大阪府医療法人協会会長の加納先生に加わっていただき、現在の一番の問題である、医療機関の消費税問題について忌憚のないご意見をお伺いしたいと思っております。医療機関の現場の生の声は、政治家、官僚の方々にはなかなか分かっていただけていないようです。今日は大谷先生に、我々の話を聞いていただいて、現在、税制調査会では活発な議論がさ

出ているようですが、医療機関が元気で活躍しないと、最終的には国民にとってマイナスになります。総意は医療機関が健全に経営できる税制体制を作ることであろうと思います。

消費税問題ですが、平成元年に消費税3%が導入され、平成

消費税率の引き上げに伴って問題となった医療の消費税問題

9年に5%に上がった時には、医療機関でもあまり問題にはなりませんでしたが、しかし今後10%になるといふことになりま

すと、経営における損税問題が大変大きな問題になり、民間の病院機関では消費税が10%になると、経営が危うくなってくる

この損税は、日医総研の平成17年の調査では、私立医科大学が平均して年間1施設あたり3億6700万円、自治体病院が2億2400万円、また平成20年に兵庫県民間病院協会が120病院を調査した平均が、1病

院年間3295万円、ちなみに私の病院は200床で、年間60億円の売上げの中で約1億円負担しています。利益の中からどれだけの消費税を支払ったかという数字も出ていて、消費税が5%の場合、28%から39%です。消費税が10%になると、利益に対する損税割合は、46%から56.2%にもなるそうです。税問題

に、医療機関では消費税が10%になると、経営が危うくなってくるというのが、正直なところだと思います。正しく理解した上で問題を解決していく方向にお願いしたいと思います。

兵庫県の民間病院協会が、この問題を率先して取り上げられて、平成22年9月28日に「社会保険診療に係る消費税非課税制度は憲法違反である」として、国を相手取って提訴しました。本来、消費税というのは消費の最終者が負担すべきものです。その間に係わる何段階もの医療機関、問屋、メーカーなどは、最終的な消費税を一時

院年間3295万円、ちなみに私の病院は200床で、年間60億円の売上げの中で約1億円負担しています。利益の中からどれだけの消費税を支払ったかという数字も出ていて、消費税が5%の場合、28%から39%です。消費税が10%になると、利益に対する損税割合は、46%から56.2%にもなるそうです。税問題

に、医療機関では消費税が10%になると、経営が危うくなってくるというのが、正直なところだと思います。正しく理解した上で問題を解決していく方向にお願いしたいと思います。

兵庫県の民間病院協会が、この問題を率先して取り上げられて、平成22年9月28日に「社会保険診療に係る消費税非課税制度は憲法違反である」として、国を相手取って提訴しました。本来、消費税というのは消費の最終者が負担すべきものです。その間に係わる何段階もの医療機関、問屋、メーカーなどは、最終的な消費税を一時

に、医療機関では消費税が10%になると、経営が危うくなってくるというのが、正直なところだと思います。正しく理解した上で問題を解決していく方向にお願いしたいと思います。

兵庫県の民間病院協会が、この問題を率先して取り上げられて、平成22年9月28日に「社会保険診療に係る消費税非課税制度は憲法違反である」として、国を相手取って提訴しました。本来、消費税というのは消費の最終者が負担すべきものです。その間に係わる何段階もの医療機関、問屋、メーカーなどは、最終的な消費税を一時

に、医療機関では消費税が10%になると、経営が危うくなってくるというのが、正直なところだと思います。正しく理解した上で問題を解決していく方向にお願いしたいと思います。

院年間3295万円、ちなみに私の病院は200床で、年間60億円の売上げの中で約1億円負担しています。利益の中からどれだけの消費税を支払ったかという数字も出ていて、消費税が5%の場合、28%から39%です。消費税が10%になると、利益に対する損税割合は、46%から56.2%にもなるそうです。税問題

に、医療機関では消費税が10%になると、経営が危うくなってくるというのが、正直なところだと思います。正しく理解した上で問題を解決していく方向にお願いしたいと思います。

兵庫県の民間病院協会が、この問題を率先して取り上げられて、平成22年9月28日に「社会保険診療に係る消費税非課税制度は憲法違反である」として、国を相手取って提訴しました。本来、消費税というのは消費の最終者が負担すべきものです。その間に係わる何段階もの医療機関、問屋、メーカーなどは、最終的な消費税を一時

に、医療機関では消費税が10%になると、経営が危うくなってくるというのが、正直なところだと思います。正しく理解した上で問題を解決していく方向にお願いしたいと思います。

兵庫県の民間病院協会が、この問題を率先して取り上げられて、平成22年9月28日に「社会保険診療に係る消費税非課税制度は憲法違反である」として、国を相手取って提訴しました。本来、消費税というのは消費の最終者が負担すべきものです。その間に係わる何段階もの医療機関、問屋、メーカーなどは、最終的な消費税を一時

に、医療機関では消費税が10%になると、経営が危うくなってくるというのが、正直なところだと思います。正しく理解した上で問題を解決していく方向にお願いしたいと思います。

院年間3295万円、ちなみに私の病院は200床で、年間60億円の売上げの中で約1億円負担しています。利益の中からどれだけの消費税を支払ったかという数字も出ていて、消費税が5%の場合、28%から39%です。消費税が10%になると、利益に対する損税割合は、46%から56.2%にもなるそうです。税問題

に、医療機関では消費税が10%になると、経営が危うくなってくるというのが、正直なところだと思います。正しく理解した上で問題を解決していく方向にお願いしたいと思います。

兵庫県の民間病院協会が、この問題を率先して取り上げられて、平成22年9月28日に「社会保険診療に係る消費税非課税制度は憲法違反である」として、国を相手取って提訴しました。本来、消費税というのは消費の最終者が負担すべきものです。その間に係わる何段階もの医療機関、問屋、メーカーなどは、最終的な消費税を一時

に、医療機関では消費税が10%になると、経営が危うくなってくるというのが、正直なところだと思います。正しく理解した上で問題を解決していく方向にお願いしたいと思います。

兵庫県の民間病院協会が、この問題を率先して取り上げられて、平成22年9月28日に「社会保険診療に係る消費税非課税制度は憲法違反である」として、国を相手取って提訴しました。本来、消費税というのは消費の最終者が負担すべきものです。その間に係わる何段階もの医療機関、問屋、メーカーなどは、最終的な消費税を一時

に、医療機関では消費税が10%になると、経営が危うくなってくるというのが、正直なところだと思います。正しく理解した上で問題を解決していく方向にお願いしたいと思います。

ここから消費税を払っているわけですが、消費税は経費として認めようということにはなっていないが、僅かな利益の中から出すのは厳しいことです。抜本的に改めてもらわなくてはいいかなと思います。診療報酬は国が決められた価格で、ここには消費税を乗せることが出来ないわけですから、それであれば、原則すべてを非課税にしていた方がいいと平等ではありません。医療機関が買う薬や医療機器は、消費税を免除するというのが、一般的ではないでしょうか。先ほどの利益率が3〜4%というのは平均ですから、1〜2%というような病院では、消費税が10%になれば払うことができなくなります。病院を潰すための目的税か、と言いたくなります。

### 損税となつている医療機関の消費税負担は診療報酬で補填?

木野 一般の方々からは、病院を新築したりすると、どれだけ儲かっているんだと言われたりしますが、実際は日々どうやり繰りしているのかと考えているわけですね。

兵庫県民間病院協会の提訴に対し、国は「控除対象外消費税」に対しては、社会保険診療自費が非課税であるので、そこから税金を取るのはできない。その分は診療報酬で補填しています。診療報酬の改定の無い年に、臨時特例的に診療報酬の引き上げを行った」と言っています。

その内容は、「消費税3%を導入した平成元年には、診療報酬本体に0.1%、薬価に0.6%、合計で0.7%、臨時特例的に診療報酬の引き上げを行った。そして平成9年、消費税を5%に引き上げた時にも、本体に0.3%、薬価に0.4%、医療材料に0.05%、合計0.7%を上乗せしてその問題を解決した。平成元年と9年で併せて15%診療報酬の引き上げを行った」というのが国の回答です。

これに対し、兵庫県民間病院協会では、その診療報酬に加工したという内容を調べておられます。そして次のようなことが明らかになりました。本来ならすべての医療機関に対応するべきものですが、特定の診療を行なっている医療機関にしか対応していなかったり、特定疾患療養指導料、カウンセリング料、生化学検査の判断料など医師の判断自体を評価した項目は、消費税による影響が大きいたいはいえませんが、また診療内容で、精神科なども上がっていますが、精神科の無い病院には関係ありません。CTやMRIなどの医療機器の購入のように、本来消費したものに對して上積みされているのなら分かりますが、中身を見ていくと、まったく実情と合っていない。しかも平成元年、9年に上積みされた項目が、現在では減らされていたり、包括されていたり、廃止あるいは算定方法が変更されたりしている項目もありです。全く実情に合わない点数になってしまっています。

最終的にこれだけの問題が発生するとは思っていません。たのようですが、税金の問題の本質としてどうするのか。本来あるべき姿を問う原則論に立ち戻らなくては解決しないのではないかと思うわけです。非課税にするのか、全課税にするのか、あるいは率を下げるのか、いろいろあると思います。大谷先生はこういってことを議論してこられたと思うのですがどうですか。

### 健全な医療体制のための病院の安全運営・安心運営を

大谷 具体的に、地域で有名な病院の院長先生から直接、利益や損税の数字を聞かせていただくと、非常になかなか厳しいビジネスモデルの中で運営されているということが良く分かります。私が消費税の問題を始めた目的は何かと申しますと、一つは健全な医療体制を地域で持つていただきたい。そのために病院の安全運営、安心運営を進めていきたいということですね。もう一つは、民主党政権になってからお叱りをいただいたりしておりますが、初年度で0.19%、今回で0.04%ということ、平成9年10年と下げられてきた医療費と比べれば、方向性は明らかに変わっていったかと思っております。その心は生活第一、特に医療の分野に国家が使っているお金が少ない。現場にシワ寄せしているだけでは、これからの高齢化社会のどこかでタガがはずれて崩壊してしまうと思っております。またこれから若い人の働き場所として、日本国内で大きく伸びると言われているのはシルバー&グリー

ン、つまり医療・介護・環境の部門です。医療・介護の部門で雇用の増やそうと思えば、一定のお金が入らなければ増えることはありません。今は安いお金で介護職の人は働いておられますが、若い人は寄り付かないような状況になってしまっています。そうならないようにしていくためには、医療の健全体制を作らなくてはなりません。その中で、木野先生に消費税のことを教えていただいて、これは隠されていた問題だと思えます。



住宅の場合は消費税を取っていますが、建売、マンションを購入する時に、大きなローンを組みますから、皆さん余り考えずに払っています。医療だけは消費税を取られるのに、取っていません。正論で言えば、患者さんから取ってくださいという事です。公平が大事で、健全な医療体制が守れるようにするということであれば、病院の利益から半分以上の損税が飛んでしまうようなことがあつては、次の人材育成や診療報酬だけでは表せないような費用を上げていくことができません。身体の治療だけでなく、心の治療も必要ははずです。一定のお金が入って行くような仕組みにしていかなければいけません。利益を守るためには、患者さんからもらうか、全部止めるしかないと思つてい

ます。ここを押しつけていきつつ、穴を開けて、解決策は健全な医療提供体制を維持して行くためには、現在行なわれていることも考えなくてはいいけません。今は15%に上乗せがされていますが、その36項目があてはまっているのかどうか。今お聞きしましたら病院によつてはあてはまっていけない。そもそも153が診療報酬に上乗せされているような感覚は全然無いというのが、大体の先生方の意見です。まず、153分をきちんと検証した上で、消費税を8%10%と拡大していくべきでしょう。正論の税制の議論と、今行なわれていることを是正していくことが必要です。2つの議論を同時に進行させていかねばならないと思つています。

### 消費税について 考え方が異なる財務省と厚労省

木野 我々としては、その153が皆の眼に明らかになるように、もう一度説明してもらつても必要でしょう。財務省と厚労省はこここのところをどう考えているのでしょうか。

大谷 財務省は、ゼロ税率若しくは100%という考え方をする場合、ゼロにしてしまうと消費税の体系が崩れてしまう。他の介護などをやっているところが、公的なことをやっているのだから、自分たちもゼロにしてくれと言ってしまう。そうなる大変なことなので、153分で渡しています。それで現場のドクターが足りないというのなら、

厚労省に言つてくださいという事です。

林 153で消費税に見合つてくれというような論法は止めて欲しいのです。153は各病院によつて違いますし、手術をたくさんしている病院は恩恵があるかもしれないませんが、ケアミックスの病院などでは153になりません。格差がある中で、今度は薬価が下がり、いくら153で何とか辛抱してくれという論法はもうおかしいと思います。実効性のある提言をするのであれば、薬品については課税しない、この分野では課税するが、こちらはしないというようなことを、明確に出していただかないと、もう納得がいきません。

大谷 現状では153ではカバーできていないことは良く分かります。決まった当時は153で消費税払つた分はこれで返せますという話だったのだと思えます。ですから返せていないなら返せる仕組みにしなくてはいいけないだろうということですね。

林 医療費の153は政府が医療機関に対して手厚く考えていると国民に見せるための詭弁です。非課税にしてもらう方が病院にとってはよほどありがたいです。

田中 病院によってあまりにも経営格差が大きいわけですから、医療の場においては、完全に消費税をかけないということが、ベストです。

木野 確かにお二人の先生のおっしゃっていることは良く分

かります。この兵庫県民間病院協会が言っているのは、診療報酬で手当てすること自体がおかしいということ、支払った分を原則に則って補填して欲しいということ、とりあえずは、そこまでです。そのところは、厚労省はどういう考えなのですか。

大谷 153で出来ているはずだという考え方を押すと、作り直さないと医療の体系が崩れてしまふと考える人と、両方あるように思います。

### 国民的レベルでの周知が必要な医療機関の消費税問題

木野 今回の兵庫県民間病院協会の提訴を見て、初めのうちは、すごいことをするなと大分背腰が引けていました。そんなことをして大丈夫なのだろうか。しかしこのことによつて、政府も財務省も、厚労省も、こんな問題があるのだとやっと分かったというのが、正直なところではないでしょうか。

林 当事者の医療経営者も、ピンと来なかったのです。医療機関の経営者に対して、消費税の位置付けを教育しなくてはなりません。分かっている人といない人に大きな差があります。

田中 弁護士さんですら良く分かっていますでした。会計士さんがおぼろげながら分

かっていたくらいです。

木野 医療経営者ももちろん分からなくてははいけません。医療機関と国だけの問題ではなく、実際に支払いに係わっているのは患者さんです。患者さんも巻き込んで、どうしたらいいのか、どうあるべきか、考えていかななくてはならないと思います。

大谷 国民的議論が必要ですね。医療が崩壊しては困るので、国民全体で考えなくてははいけないと思います。

林 医療関係者以外にこの話をすると、皆驚きます。病院にそれほどの負担があることを皆知りません。医療機関だけが消費税に対してクレームを付けているような印象を与えないようにしなくてはなりません。医療機関が本質から離れた税を払っていて、もう見過ごすことができなくなってきたということの説明して分かってもらわなくてはなりません。



田中 一般の人は、医療に関して今は消費税を取られていないことを知らないと思います。

大谷 偏見かもしれませんが、病院経営とは、もう少し利益率の良いものだと思います。

林 収入は確かに安定していますが、構造的に経費がかかるように出来ています。医療機関で20%も30%も利益を上げているような病院はどこにもありません。

木野 我々、公的・社会的に責任を持って医療を行なっています。電力やガス、交通機関などと同じように責任を持っていきます。しかし医療機関だけが、収入である診療報酬のすべてを国が決めています。また人員配置にしても国の決めたことです。自由に決められる部分がまったくありません。そういう中で医療経営しているのです。どんな公的機関でも価格を決める時には、再生産費用がこれだけかかるということを含めて、公共料金が決まります。ところが医療機関には、そういうところはあります。医療機器も高くなり、人員も1.5倍くらいになっています。高度成長期の頃は良かったかもし

れませんが、ここ数年はともなでもない状況です。完全に原価割れしているのが現状です。そこを民間病院が何とか頑張っているわけです。

田中 一つの規制があつて、それに乗らなければ、医療行為が出来ません。規制がきつすぎます。医師の数、ナースの数も決められ、人件費がかかる。医療機器も30年前とは全然違います。高額機械を入れなければ患者さんからの信頼は得られませんし、すべてに経費がかかるような構造になつて

います。

### 厚労省が医療の消費税問題を「検討すべき」と位置付け

木野 日医としてはどう考えていますか。

加納 平成23年12月30日に社会保障・税一体改革関係5大臣会合における「社会保障・税一体改革素案(案)」として出された資料の中で「消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項」として次のような文言が盛り込まれました。



「今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱いとする。その際、医療機関等の行う高額の投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当てすることとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。」というものです。この中

でおおよその方向は示されていますが、前半では財務省と厚労省の意見が要り混ざっています。しかしこの中で刮目すべきは最後の2文です。「議論する」と、明文化されたということは、今までは間違いなく一歩進んだと思います。日医としては評価しています。

木野 大谷さんの方からも、その辺りの経緯についてお話しください。

大谷 政府がどう動いているかという話ですが、社会保障・税一体改革の議論をして素案となつて出てきた文章が、今、加納先生が紹介くださったもので、これまで通り非課税の扱いとさせていただきますが、手当は区分して行なうようにしていきたい。そして、厚労省において、「定期的に」検証する場を設ける、としました。財務省はダメだと言ったのですが、厚労省では本当に15%払われているのか、そもそも払った分の消費税を払い戻すということで、15%が決められたのであるから、出来ているかどうか検証する必要はある。我々の気持ちとしては、検証して変えていきたいということ、財務省は税収が無くなつてしまふと言いますが、医療にもっと大きなお金を入れることで別の税収入が上がるという論理で攻めていきたいと考えています。最後の2文にはそういった思いが込められていっています。民主党として、頑張っていることを知っていただきたいと思います。

加納 もう1点、マイナンバー制(総番号制度)が導入された時、貧しい人に消費税を還付する給付つき税額控除制度という仕組みが出来るのであれば、日本医療法人協会としては、最終的な形なのではないかと考えています。今まで国民は非課税で来ていますから、これから課税となると、大騒ぎになるかもしれません。日本では世界一安い医療費で世界一の医療を行なつてこれているのは、民間の医療機関が多かったからだと思います。しかしこのまま損税が増えると、潰れてしまいます。日本の医療が潰れてしまいます。

木野 忌憚のないご意見をたくさんいただきました。やはり国民に知ってもらいたい理解いただくことが必要でしょう。

—— ありがとうございます。

